

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	衛生課
委 託 業 務 名	高速液体クロマトグラフ質量分析計（質量分析部）定期点検業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町3番1号
概 要	高速液体クロマトグラフ質量分析計のうち、質量分析部に係る定期点検業務
契 約 期 間	令和5年9月1日から令和5年9月30日まで
契 約 年 月 日	令和5年6月20日
契 約 金 額	568,315円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市木下町17番2号 〔名 称〕 フローリン有限会社 大津営業所
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	高速液体クロマトグラフ質量分析計は、検査に使用する特殊な装置であり、構造は複雑かつ精密であるため、その点検は装置の構造を十分に理解し、整備技術を有するメーカーの専門技術者のみが行える。当該装置については、点検・修理履歴等を納入したメーカー代理店が管理するシステムになっていることから、点検業務はその施設に機器を納入した代理店に依頼しなければいけない。したがって、代理店であるフローリン有限会社大津営業所にしか当該業務を依頼することができないため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。